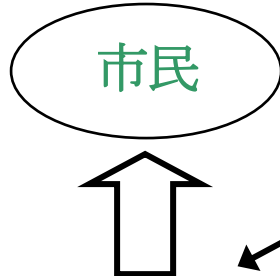


PART-5

情報公開・監督・罰則

I 所轄庁による情報公開

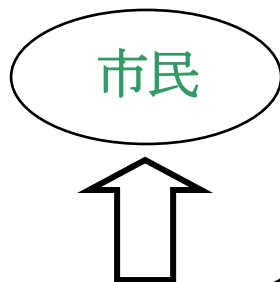
法人は、情報公開の原則に基づき、法人自らが行う情報公開（事務所で社員又は利害関係人による閲覧）のほかに、所轄庁に書類を提出します。これらの書類は所轄庁を通じて、①公表、②縦覧、③閲覧又は謄写、等が行われることを特定非営利活動促進法（NPO法）では規定しています。



①公表

法人設立認証の申請、定款の変更（認証を受けなければならない事項の変更に限る。）の認証申請及び合併の認証申請があった場合には、埼玉県は申請書に基づき、次の事項を「埼玉県NPO情報ステーション」で公表します。

	公 告 事 項
1	法人設立、定款変更又は合併の認証申請があった旨
2	申請のあった年月日
3	申請に係る特定非営利活動法人の名称
4	代表者の氏名
5	主たる事務所の所在地
6	定款に記載された目的



②縦覧

法人設立認証の申請、定款の変更（認証を受けなければならない事項の変更に限る。）の認証申請及び合併の認証申請があった場合には、埼玉県が申請書を受理した日から2週間、誰でも次に掲げる書類を所轄庁（※）において縦覧することができます。また、一部の書類を除き、埼玉県NPO情報ステーションでもご覧になれます

URL→ <https://www.saitamaken-npo.net/>

縦覧書類名		設立認証 申請時	定款変更認証申請時		合併認証 申請時
			所轄変更あり	所轄変更なし	
1	定款	○	○	○	○
2	役員名簿（個人の住所又は居所を除く）	○	○		○
3	設立趣旨書	○			
4	設立当初の（定款変更の日の属する） 事業年度及び翌事業年度の事業計画書	○	(○)	(○)	
5	設立当初の（定款変更の日の属する） 事業年度及び翌事業年度の活動予算書	○	(○)	(○)	
6	合併趣旨書				○
7	合併当初の事業年度及び翌事業年度の 事業計画書				○
8	合併当初の事業年度及び翌事業年度の 活動予算書				○

③閲覧又は謄写

法人が、年1回作成し、所轄庁に提出する書類は所轄庁（※）において閲覧又は謄写できます（個人の住所又は居所については閲覧又は謄写の対象外）。また、一部の書類を除き、埼玉県NPO情報ステーション「NPOコバトンびん」でもご覧になれます。

URL→ <https://www.saitamaken-npo.net/>

市民

	書類名	閲覧・謄写が可能な書類
1	事業報告書	過去5年間に提出を受けたもの
2	活動計算書	過去5年間に提出を受けたもの
3	貸借対照表	過去5年間に提出を受けたもの
4	財産目録	過去5年間に提出を受けたもの
5	年間役員名簿 （前事業年度に役員であった者全員の氏名及び住所又は居所並びに報酬の有無を記載した名簿）	過去5年間に提出を受けたもの
6	社員のうち10人以上の者の名簿 （社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面）	過去5年間に提出を受けたもの
7	役員名簿 （役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	法人から提出を受けた最新のもの
8	定款	法人から提出を受けた最新のもの
9	認証書の写し	所轄庁が作成した最新のもの
10	登記事項証明書の写し	法人から提出を受けた最新のもの

* 設立(合併)後1～6の書類が作成されるまでの間は、事業計画書、活動予算書、設立(合併)時の財産目録を公開します。

※所轄庁…各地域振興センター・事務所(5ページ参照)では所管する地域に主たる事務所がある法人の上記提出書類をご覧になれます。埼玉県共助社会づくり課では、埼玉県認証の全ての法人の上記提出書類をご覧になれます。

Ⅱ 所轄庁の監督

特定非営利活動促進法（NPO法）の目的は、「特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与する」ことですから、所轄庁が自由な社会貢献活動を行っている法人への過度の干渉は、この目的の実現を阻害する恐れがありますので、監督は必要最小限度でなければなりません。なお、法律では、法制度の信頼性や安定性を損なう行為を正すために行使する監督権限（例えば、特定非営利活動法人を隠れ蓑にした違法な活動の停止や定款を無視した不適切な法人運営の改善など）が所轄庁に与えられています。

埼玉県では、法人から毎年提出される事業報告書等の書類により法人の状況を把握するほか、『埼玉県における「NPO法の運用方針」について』に基づき、法で定める報告及び検査、改善命令及び設立認証の取消しを行うことがあります。

1 報告及び検査（NPO法第41条第1項）

埼玉県は、法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、その法人に対して、その業務若しくは財産の状況に関して報告を求め、又はその法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査することがあります。

2 改善命令（NPO法第42条）

埼玉県は、法人が、次の場合に該当すると認めるときは、その法人に対して、期限を決めて改善のために必要な措置をとるように命令することがあります。

①次に掲げる法人の要件を欠くに至った場合

- ・ 営利を目的としない団体であること（NPO法第2条第2項第1号）
- ・ 社員の資格の得喪に関して不当な条件をつけないこと（NPO法第2条第2項第1号イ）
- ・ 役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下であること（NPO法第2条第2項第1号ロ）
- ・ 宗教活動を主目的としないこと（NPO法第2条第2項第2号イ）
- ・ 政治活動を主目的としないこと（NPO法第2条第2項第2号ロ）
- ・ 特定の公職の候補者、公職者、政党の推薦、支持、反対を目的としないこと（NPO法第2条第2項第2号ハ）
- ・ 暴力団、又は暴力団やその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと（NPO法第12条第1項第3号）
- ・ 10人以上の社員を有するものであること（NPO法第12条第1項第4号）

②法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反する場合

③運営が著しく適正を欠く場合

3 設立認証の取消し（NPO法第43条第1項、同条第2項）

埼玉県は、次の場合には、法人の設立の認証を取り消すことがあります。認証の取り消しを行おうとする場合には、聴聞の手続をとることとされています。

①埼玉県の改善命令に違反し、他の方法では監督の目的が達成できない場合

②NPO法第29条で毎年1回提出するように定められた事業報告書等の提出を3年以上行わなかった場合

③法人が法令に違反した場合で、改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができない場合

様式
第 15 号
規則第 14 条関係

身分証明書

- 所轄庁がNPO法第 41 条及び第 64 条に基づき、法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査するときに提示し、その身分を証明するためのものです。
- 法人自身の申請その他の実務に直接関わるものではありません。

表面

第 号

身 分 証 明 書

写真

所属
職名
氏名

上記の者は、特定非営利活動促進法第 41 条第 1 項並びに第 64 条第 1 項及び第 2 項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 発行
有効期限〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

埼玉県知事 印

裏面

特定非営利活動促進法（抜粋）

（報告及び検査）

第 41 条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 第 1 項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第 1 項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 64 条 ※認定特定非営利活動法人等に関する規定(略)

Ⅲ 罰則

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）は、次の違反行為に対して、罰則規定を設けています。

1 50万円以下の罰金に処せられる場合（法第78条、第79条）

○所轄庁による改善命令に違反した者（法第42条違反）

○代表者又は代理人、使用人その他の従事者が改善命令に違反したときは、その行為者及びその法人（法第42条違反）

2 20万円以下の過料に処せられる場合（法第80条）

○次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人

- ① 組合等登記令に違反して、登記することを怠ったとき（法第7条第1項違反）
- ② 法人設立（合併）時に財産目録を作り、備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第14条違反）
- ③ 役員の変更等及び認証を必要としない事項に係る定款の変更をした場合で、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法第23条第1項又は第25条第6項違反）
- ④ 法第28条第1項若しくは第2項の規定する、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第28条第1項・第2項違反）
- ⑤ 定款の変更に係る登記事項証明書若しくは事業報告書等の提出を怠ったとき（法第25条第7項・第29条違反）
- ⑥ 合併の認証があったとき、通知のあった日から2週間以内に作成し、事務所に備え置かなければならない財産目録、及び貸借対照表を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第35条第1項違反）
- ⑦ 合併の認証があったとき、通知のあった日から2週間以内に債権者に対し、合併に異議があれば定めた期間内に述べることを公告せず、あるいは、判明している債権者に対して、各別にこれを催告しなかったとき（法第35条第2項違反）
- ⑧ 合併について債権者が異議を述べた場合に、法人が弁済をせず、若しくは相当の担保を供せず、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなかったとき（法第36条第2項違反）
- ⑨ 法人がその債務を完済することができなくなったのにもかかわらず、理事が直ちに裁判所に破産手続開始の申立てをしなかったとき（法第31条の3第2項違反）
- ⑩ 清算中に法人の財産が、その債務の完済に不足することが明らかになったにもかかわらず、清算人が直ちに裁判所に破産手続開始の申立てをしなかったとき（法第31条の12第1項違反）
- ⑪ 清算人は、債権者に対し、定めた期間内に債権の申出をすべき旨の公告をせず、又は不正の公告をしたとき（法第31条の10第1項違反）
- ⑫ 清算人は、裁判所に破産手続開始の申立てをしたことを公告しなければならないのに、公告をせず、又は不正の公告をしたとき（法第31条の12第1項違反）
- ⑬ 法第41条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法第41条第1項違反）

3 10万円以下の過料に処せられる場合（法第81条）

○その名称中に「特定非営利活動法人」又は、これに紛らわしい文字を用いた特定非営利活動法人以外の者（法第4条違反）